

第153期 中間決算公告

2022年12月26日

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号  
みずほ信託銀行株式会社  
取締役社長 梅田 圭

中間貸借対照表 (2022年9月30日現在)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	2,197,534	預 金	2,559,075
債券貸借取引支払保証金	20,038	譲 渡 性 預 金	702,680
買入金銭債権	41,199	コ ー ル マ ネ ー	908,714
金銭の信託	28,154	借 用 金	300,000
有価証券	284,656	外 国 為 替	73
貸出金	3,143,912	信 託 勘 定 借	1,138,586
外国為替	4,845	そ の 他 負 債	23,421
その他の資産	258,176	未 払 法 人 税 等	2,460
その他の資産	258,176	資 産 除 去 債 務	1,008
有形固定資産	98,991	そ の 他 の 負 債	19,951
無形固定資産	19,636	賞 与 引 当 金	1,611
前払年金費用	70,107	変 動 報 酬 引 当 金	123
支払承諾見返	13,577	退 職 給 付 引 当 金	3,508
貸倒引当金	△2,367	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	830
		繰 延 税 金 負 債	21,557
		支 払 承 諾	13,577
		負 債 の 部 合 計	5,673,761
		(純資産の部)	
		資 本 金	247,369
		資 本 剰 余 金	15,505
		資 本 準 備 金	15,505
		利 益 剰 余 金	260,957
		利 益 準 備 金	159,891
		そ の 他 利 益 剰 余 金	101,066
		繰 越 利 益 剰 余 金	101,066
		自 己 株 式	△79,999
		株 主 資 本 合 計	443,832
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	56,325
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	4,546
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	60,871
		純 資 産 の 部 合 計	504,704
資 産 の 部 合 計	6,178,465	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	6,178,465

中間損益計算書

〔2022年4月1日から  
2022年9月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	75,027
信 託 報 酬	29,515
資 金 運 用 収 益	13,091
(うち貸出金利息)	( 9,807 )
(うち有価証券利息配当金)	( 2,357 )
役 務 取 引 等 収 益	27,235
そ の 他 業 務 収 益	14
そ の 他 経 常 収 益	5,170
経 常 費 用	61,050
資 金 調 達 費 用	3,337
(うち預金利息)	( 102 )
役 務 取 引 等 費 用	18,752
そ の 他 業 務 費 用	164
営 業 経 費	36,467
そ の 他 経 常 費 用	2,328
経 常 利 益	13,977
特 別 利 益	3,523
特 別 損 失	921
税 引 前 中 間 純 利 益	16,579
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,186
法 人 税 等 調 整 額	1,938
法 人 税 等 合 計	4,125
中 間 純 利 益	12,453

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

### 2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1)有形固定資産

有形固定資産は、建物については定額法を採用し、その他については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～50年

その他：2年～20年

#### (2)無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年～10年）に基づいて償却しております。

### 4. 引当金の計上基準

#### (1)貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債

権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に算定した予想損失額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は209百万円であります。

（追加情報）

当行は、「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」（金融庁 令和元年12月18日）の趣旨を踏まえ、一部の与信に対して、新型コロナウイルス感染症やロシア・ウクライナ情勢及びインフレーション等の影響を貸倒引当金に反映しております。具体的には、新型コロナウイルス感染症に加え、ロシア・ウクライナ情勢及びインフレーション等を踏まえたシナリオを用いて予想損失額を見積もっております。当該シナリオにはGDP成長率の予測、資源価格や為替などの金融指標、業種ごとの事業環境の将来見通し及びロシア内外の経済制裁影響等の仮定が含まれております。なお、中間財務諸表の作成にあたって用いた上記会計上の見積りの方法及び当該見積りに用いた主要な仮定については前事業年度に係る財務諸表の（重要な会計上の見積り）に記載した内容から重要な変更はありません。

## (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

## (3) 変動報酬引当金

当行の役員及び常務執行役員等に対する報酬のうち変動報酬として支給する業績給及び株式報酬の支払いに備えるため、当事業年度の変動報酬に係る基準額に基づく支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

#### (4) 退職給付引当金

退職給付引当金（含む前払年金費用）は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生事業年度に一時損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

#### (5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

### 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

### 6. 収益の計上方法

証券関連業務手数料には、主に売買委託手数料及び事務代行手数料が含まれております。売買委託手数料には、投資信託の販売手数料が含まれており、顧客との取引日の時点で認識されます。事務代行手数料には、投資信託の記録管理等の事務処理に係る手数料が含まれており、関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。

預金・貸出業務手数料には、預金関連業務手数料及び貸出関連業務手数料が含まれております。預金関連業務手数料は収益認識会計基準の対象ですが、コミットメント手数料やアレンジメント手数料などの貸出関連業務手数料の大部分は、収益認識会計基準の対象外です。預金関連業務手数料には、口座振替に係る手数料等が含まれており、顧客との取引日の時点、又は関連するサービスが提供された時点で認識されません。

信託関連業務には、主に不動産媒介の手数料や不動産の相談手数料、証券代行関連手数料、遺言手数料が含まれております。不動産媒介の手数料は、不動産等の媒介に係るサービスの対価として受領する手数料であり、原則として対象不動産又は信託受益権の売買契約締結時に認識されます。不動産の相談手数料は、不動産のコンサルティング等に係るサービスの対価として受領する手数料であり、関連するサービスが提供された時点、又は関連するサービスが提供されている期間にわたり認識され

ます。証券代行関連手数料は、証券代行業務及び付随するサービスの対価として受領する手数料であり、関連するサービスが提供された時点、又は関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。遺言手数料は、遺言の執行受託や遺産整理等の役務の提供の対価として受領する手数料であり、関連するサービスが提供された時点、又は関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。

代理業務手数料には、株式等の常任代理業務手数料が含まれており、関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。

その他の役務収益には、SPC 事務の受任手数料、年金関連手数料、生命保険の販売手数料等が含まれております。SPC 事務の受任手数料は、SPC 事務に係るサービスの対価として受領する手数料であり、契約時点や契約書で定められた業務の完了時点、又は関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。年金関連手数料は、年金関連の投資顧問に係るサービスの対価として受領する手数料が主なものであり、主に関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。生命保険の販売手数料は、保険商品の販売の対価として収受し、顧客との取引日の時点で認識されます。

信託報酬には、主に委託者から信託された財産の管理、運用等のサービス提供の対価として受領する手数料が含まれており、信託設定時点や契約書で定められた業務の完了時点、又は関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。

## 7. ヘッジ会計の方法

### (1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 24 号 2022 年 3 月 17 日。以下「業種別委員会実務指針第 24 号」という）を適用しております。ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。

- ① 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。
- ② キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。

### (2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして

時価ヘッジを適用しております。

- (3) 「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を適用しているヘッジ関係

上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日)の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下の通りです。

ヘッジ会計の方法…繰延ヘッジ

ヘッジ手段…主に金利スワップ取引

ヘッジ対象…主に金融資産等

ヘッジ取引の種類…キャッシュ・フローを固定するもの

## 会計方針の変更

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これにより一部の投資信託等については、時価の算定日における基準価額等を用いて時価を算定することといたしました。

## 注記事項

### (中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 38,155百万円
2. 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再貸付けに供している有価証券は20,026百万円であります。
3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	251百万円
危険債権額	8,352百万円
要管理債権額	2,025百万円
三月以上延滞債権額	7百万円
貸出条件緩和債権額	2,018百万円
小計額	10,630百万円
正常債権額	3,148,203百万円
合計額	3,158,834百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は116百万円であります。
5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

貸出金 77,587百万円

担保資産に対応する債務

預金 1,453百万円

また、「その他の資産」には、保証金2,643百万円及び金融商品等差入担保金80,846百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は1,402,394百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,092,707百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 19,483百万円

8. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託840,395百万円であります。

9. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国際統一基準)は25.69%であります。

**(中間損益計算書関係)**

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益3,948百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、株式等売却損1,460百万円、転貸にかかる不動産賃借料250百万円を含んでおります。
3. 「特別利益」には、子会社株式売却益3,291百万円を含んでおります。

## (有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」の一部が含まれております。

### 1. 満期保有目的の債券（2022年9月30日現在）

該当ありません。

### 2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2022年9月30日現在）

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、全て市場価格がありません。中間貸借対照表計上額は、子会社・子法人等株式35,405百万円、関連法人等株式2,750百万円であります。上記の株式には、出資金を含めております。

### 3. その他有価証券（2022年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照 表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	126,571	51,783	74,788
	債券	88,190	87,522	668
	社債	88,190	87,522	668
	その他	3,223	2,629	593
	買入金銭債権	-	-	-
	その他	3,223	2,629	593
	小計	217,986	141,935	76,050
中間貸借対照 表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	11,923	16,275	△4,351
	債券	2,576	2,600	△23
	社債	2,576	2,600	△23
	その他	2,782	2,782	△0
	買入金銭債権	2,782	2,782	-
	その他	0	0	△0
	小計	17,282	21,658	△4,375
合計		235,269	163,593	71,675

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)
市場価格のない株式等	8,111
組合出資金	5,902
合計	14,014

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

#### 4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。

当中間期における減損処理額は、50百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

- ・時価が取得原価の50%以下の銘柄
- ・時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

#### （金銭の信託関係）

##### 1. 満期保有目的の金銭の信託（2022年9月30日現在）

該当ありません。

##### 2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2022年9月30日現在）

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち中間貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭 の信託	28,154	28,154	-	-	-

（注）「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

## (税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	762百万円
有価証券有税償却	6,622
退職給付引当金	1,074
有価証券(退職給付信託拠出分)	14,304
その他有価証券評価差額	422
その他	<u>3,294</u>
繰延税金資産小計	26,480
評価性引当額	<u>△7,455</u>
繰延税金資産合計	<u>19,025</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	△15,821
前払年金費用	△21,466
繰延ヘッジ損益	△2,006
その他	<u>△1,288</u>
繰延税金負債合計	△40,583
繰延税金資産(負債)の純額	<u>△21,557</u> 百万円

(グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用)

当行は、当中間会計期間から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。)に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

## (1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	86円07銭
1株当たりの中間純利益金額	2円12銭

第153期末中間（2022年9月30日現在）信託財産残高表

みずほ信託銀行株式会社

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	542,059	金 銭 信 託	28,607,774
有 価 証 券	42,245	年 金 信 託	3,762,196
信 託 受 益 権	71,960,919	財 産 形 成 給 付 信 託	4,938
受 託 有 価 証 券	292,981	投 資 信 託	20,454,264
金 銭 債 権	20,380,560	金 銭 信 託 以 外 の 金 銭 の 信 託	2,339,450
有 形 固 定 資 産	10,277,682	有 価 証 券 の 信 託	14,840,156
無 形 固 定 資 産	338,791	金 銭 債 権 の 信 託	19,319,297
そ の 他 債 権	285,845	土 地 及 び そ の 定 着 物 の 信 託	507,232
銀 行 勘 定 貸 金	1,138,586	包 括 信 託	15,923,500
現 金 預 け 金	504,603	そ の 他 の 信 託	5,463
合 計	105,764,275	合 計	105,764,275

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。
3. 信託受益権には、資産管理を目的として再信託を行っている金額69,724,175百万円が含まれております。
4. 共同信託他社管理財産 161,860百万円
5. 元本補填契約のある信託の債権（※）3,281百万円のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額及び、貸出条件緩和債権額は、取扱残高はありません。
- （※）元本補填契約のある信託の債権（社債（当該社債を有する信託業務を営む金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返及び有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）をいう。）のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権及び正常債権の額並びに破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額を記載する。ただし、元本補填契約のある信託がない場合は、当該信託の取扱残高がない旨を記載する。

（付）元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）の内訳は次のとおりであります。

金銭信託

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	3,281	元 本	840,395
有 価 証 券	1	債 権 償 却 準 備 金	10
そ の 他	837,188	そ の 他	65
計	840,471	計	840,471

注. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。